

市町村への資金拠出制度について

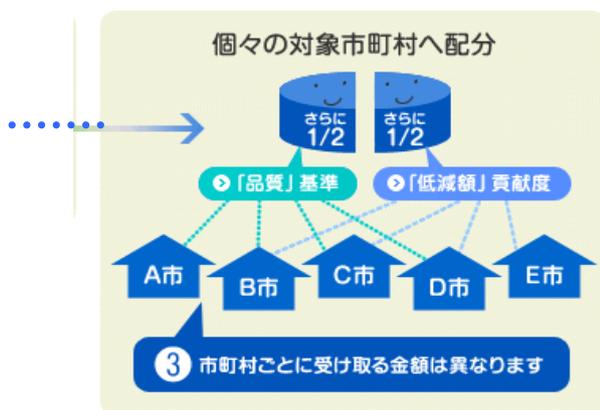
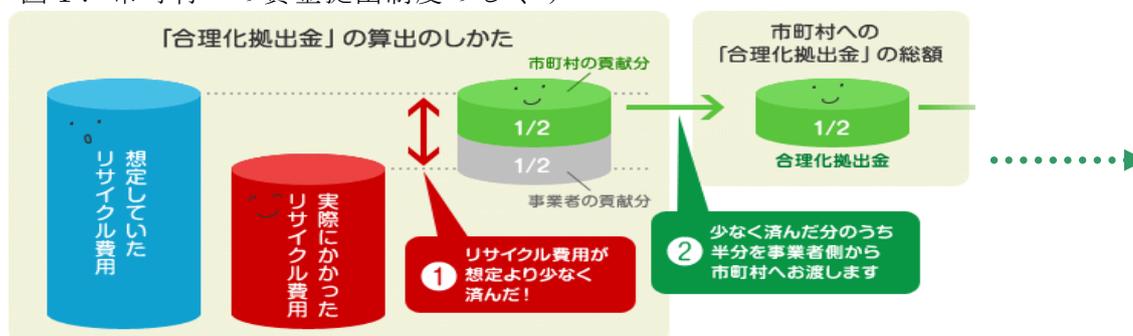
1. 「市町村への資金拠出制度」のしくみ

事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考え方に基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する、という容り法第 10 条の 2 に規定されている連携のしくみです。

具体的には、想定していたリサイクル（再商品化）費用（＝想定額）（※ 1）よりも実際にかかったリサイクル（再商品化）費用（＝現に要した費用）（※ 2）が少なく済んだ場合（図 1. ①）に、その差額の 1 / 2 に相当する金額を、事業者側から市町村側に拠出する制度です。（図 1. ②）残りの 1 / 2 は事業者の貢献による成果とみなされます。

各市町村への資金の配分は、質の高い分別収集・選別保管を促進するため、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額に着目して行われます。（図 1. ③）

図 1. 市町村への資金拠出制度のしくみ



（※ 1）想定していたリサイクル（再商品化）費用（＝想定額）

想定額は、「想定単価」（平成 17～19 年度、3 カ年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。平成 20～22 年度、3 カ年固定。）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まれません。）を乗じて算出されます。ただし、プラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法毎の「想定単価」に「想定量」を乗じた

金額の総和が想定額となります。なお、平成 22 年度分の「想定単価」と「想定量」は既に定められており、想定額は確定しています。参考までに次ページの表 1 に示します。

（※ 2）実際にかかったリサイクル（再商品化）費用（＝現に要した費用）

平成 22 年度分の現に要した費用は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月末までに引き取った分別基準適合物（特定事業者負担分のみ）をリサイクル（再商品化）するために、当協会が委託したリサイクル（再商品化）事業者へ支払った合計金額（消費税を含まず）です。平成 23 年 7 月のリサイクル（再商品化）事業者への支払いが完了するまで確定しません。

表1. 「想定量」「想定単価」及び想定額（平成22年度）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (トン)	想定額 (円)
ガラス びん	無色	2,921	105,044.050	306,833,670
	茶色	3,649	102,494.760	374,003,379
	その他	5,184	103,726.300	537,717,139
PETボトル		4,739	201,330.438	954,104,945
紙製容器包装		4,642	31,076.728	144,258,171
プラスチ ック製 容器包装	材料リサイクル(トレイ)	43,075	939.412	52,750,708,355
	材料リサイクル(トレイ以外)	94,658	343,581.850	
	油化	84,904	3,351.600	
	高炉還元剤化	68,089	31,170.750	
	コークス炉原料化	62,499	197,128.740	
	合成ガス化	65,824	82,951.110	

注1) 想定量は特定事業者負担分のみ。 注2) 想定単価、想定額は消費税を含まず。

2. 21年度分の資金拠出実績

下表の通りです。ガラスびんの拠出はありませんでした。

表2. 21年度分の資金拠出実績

	ガラスびん	PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	0	88,246,795	26,389,998	9,220,338,824	9,334,975,617
契約市町村数	1,241	1,212	145	1,030	1,580
引取実績有りの市町村数	1,241	1,210	144	1,026	1,579
拠出金配分対象市町村数	0	1,210	144	1,022	1,443

なお、各市町村への配分金額は当協会ホームページにてご確認ください。

・該当ページアドレス) <http://www.jcpra.or.jp/00oshirase/kyosyutsukin/index.html>

3. 22年度分拠出委託料の請求並びに21年度分精算等について

22年度分の拠出委託料は、平成23年6月末に送付する「再商品化予定委託料金請求書」（以下、「請求書」という。）にて、22年度の再商品化委託申込みをいただいている全ての特定事業者に対して請求させていただきます。

個々の特定事業者の22年度拠出委託料金額は、22年度の「再商品化委託申込量」に、「22年度 拠出委託単価」を乗じて、当協会が算出します。そのため、特定事業者の皆さんに新たな申込手続きをしていただく必要はございません。

この請求書においては、以下の各項目に係る内訳の明細書を添付させていただく予定です。

表3. 「請求書」の内訳明細項目

請求書の内訳明細項目	
平成23年度再商品化委託申込関連	1) 平成23年度実施委託料金
平成22年度再商品化委託申込関連	2) 平成22年度拠出委託料金
	3) 平成22年度実施委託料金精算金
平成21年度再商品化委託申込関連	4) 平成21年度拠出委託料金精算金
特定事業者への請求金額 = 1) + 2) - 3) - 4)	

以上